

損益計算書

※…税額控除の調整

勘定科目	取引内容等	課税	非課税	摘要
		売上	仕入	
営業売上高	商品・製品の販売、請負工事、賃貸料	○		国内取引に限る
	ビール券・図書券・テレホンカードの販売		○	商品と引換え又は役務の提供を行ったときに課税売上となる
	自社発行の商品券の販売		○	
	土地の販売		○	土地と建物を一括譲渡した場合は合理的に区分してそれぞれの譲渡対価を計算する
	建物の販売	○		
	土地賃貸料		○	貸付期間が1か月未満の場合は課税売上
	家賃収入	○		住宅用の家賃については原則非課税売上
	国際間の運送収入	○		輸出免税
	リース料収入に係る金利・保険料相当額		○	契約で明確に区分されている場合
	売上引戻・戻し高・割戻し	※		課税標準に対する税額からの控除項目（売上げから控除する方法も可）
その他	役員に対する無償による商品・製品の贈与、低額（時価の1/2未満）販売	○		課税資産に限り、原則として時価で課税
売上高	期首商品（製品）たな卸高		○	免税事業者⇒課税事業者になった場合、当期の課税仕入れとみなす
	当期商品仕入高（材料等の仕入れを含む）		○	消費者、免税事業者からの仕入れも含む
	ビール券・図書券の仕入れ		○	自社使用分は、課税仕入れとなる
	価引き・割戻し・戻り高	※		仕入れに係る税額から控除（仕入れから控除する方法も可）
期末商品（製品）たな卸高	期中仕入れて控除済		○	翌期に課税事業者⇒免税事業者になる場合、当期の課税仕入れ等の税額から控除する
	償却・減価・売却		○	
販売費	従業員給料・賞与・退職金		○	諸手当、出向者の給与負担金、パート等の給与
	通勤手当、定期券代		○	通常必要と認められる部分の金額に限る
外支報酬	外交員、集金人等に対する報酬	○		給与となる部分は課税
	法定福利費		○	事業主負担の社会保険料
福利厚生費	作業衣、健康診断料、運動会費用	○		
	慶弔福金の金銭支出、社員共済会費		○	
人材派遣料	人材派遣会社へ支払う派遣料	○		
	旅費交通費		○	国内出張の旅費、鉄道・航空・乗船運賃、宿泊費、日当、駐車料、通行料、高速料金、回数券代
旅費交通費	海外出張の旅費、宿泊費、日当		○	区分けが可能な国内分は課税仕入れ

勘定科目	取引内容等	課税	非課税	摘要
		売上	仕入	
販売費	広告宣伝費		○	看板等の取得費用、カレンダー代
	支払運賃		○	運送料、宅配料、郵便小包
	販売手数料		○	委託販売手数料、紹介料
	販売促進費		○	見本品、展示会費用、国内旅行招待費用
	減価償却費		○	内部処理
賃借料	支払家賃、機械のリース料		○	住宅用の家賃は原則非課税
	支払地代		○	1か月未満の借地は課税仕入れ
倉庫料	倉庫料、保管料		○	
	修繕費		○	
消耗品費	事務用消耗品、文房具の購入費用		○	
	通信費		○	国内の電話料金、郵送料、切手代
水道光熱費	電気・ガス・水道料、灯油代		○	切手類は継続適用を条件として購入ベース可
	国際通信、国際郵便		○	
租税公課	法人税、事業税、印紙税、消費税		○	
	神社等への金銭の寄付		○	
寄付金	現物の寄付		○	仕入れたときに仕入税額控除済
	飲食代、ゴルフプレー代		○	
接待交際費	商品券・オレンジカード等の贈答		○	自社使用分は、課税仕入れとなる
	慶弔福金の金銭の支出、使途不明金		○	
諸会費	セミナー会費、ゴルフクラブの会費		○	
	通常会費（収受側と支払側両者が対価性の無いものとしている場合）		○	対価性がある特別会費などは課税仕入れ
保険料	損害保険料、適格退職年金掛金		○	事務手数料は課税仕入れ
	振込手数料、国内送金為替手数料		○	
支払手数料	登記料、外国為替手数料		○	
	会議費		○	会場費、お茶代、会議での昼食代
研修費	研修資料代、会場費、講演料、講師料		○	
	ガソリン代、車検費用、修理費、軽油代		○	自動車重量税については非課税。軽油に課せられる軽油引取税は原則非課税
車両費	自賠責保険料、任意の自動車保険料		○	
	顧問料等（弁護士・税理士）		○	
雑費	調査費、貸金庫使用料		○	
	信用保証料、住民票・謄本の交付料		○	
交通反則金、罰課金	交通反則金、罰課金		○	
	受取利息・割引料		○	
諸引当金戻入	受取配当金		○	内部処理
	株式配当金、保険配当金		○	
権利金収入	土地の権利金		○	
	建物の権利金		○	
特許権使用料収入	国内へのロイヤリティ		○	

勘定科目	取引内容等	課税	非課税	摘要
		売上	仕入	
営業外収益	特許権使用料収入		○	海外へのロイヤリティ
	受取手数料		○	自動販売機設置手数料
	有価証券売却益		○	課税売上割合の算定上譲渡対価の5%が非課税売上
	為替差益		○	
雑収入	作業くず・スクラップの売却		○	
	従業員等に対する貸付金利息		○	
支払利息・割引料	出資分量配当金、高齢者雇用助成金		○	
	諸引当金繰入		○	内部処理
貸倒損失	売掛債権①	※		課税標準に対する税額からの控除項目
	貸付債権		○	
繰延資産償却	繰延資産償却		○	内部処理
	商品評価損		○	内部処理
有価証券売却損	有価証券売却損		○	課税売上割合の算定上譲渡対価の5%が非課税売上
有価証券評価損	有価証券評価損		○	内部処理
	為替差損		○	
雑損失	契約解除の違約金・損害賠償金		○	実質的に資産（土地等を除く）・サービス等の対価となるものは課税
固定資産売却益	土地・借地権の譲渡		○	譲渡対価は非課税
	上記以外の固定資産（建物、機械、ゴルフ会員権等）の譲渡益		○	譲渡対価総額が課税
過年度貸倒債権回収益	売掛債権①	※		課税標準に対する税額からの控除項目
	貸付債権		○	
債務免除益	買掛債務、借入債務		○	
補助金収入	奨励金、助成金、補助金		○	
受取保険金	受取保険金		○	損害賠償金を含む
	法人税等還付金		○	
固定資産売却損	土地・借地権の譲渡損		○	譲渡対価は非課税
	上記以外の固定資産（建物、機械、ゴルフ会員権等）の譲渡損		○	譲渡対価総額が課税
固定資産除却損	機械・車両等の滅失、除去、廃棄		○	
	土地・借地権以外の固定資産の買換え、交換による圧縮損		○	圧縮前の価額が課税仕入れ
固定資産圧縮損	固定資産圧縮損		○	
	災害損失		○	火災損失、盗難損失

① 「貸倒損失」及び「過年度貸倒債権回収益」の「売掛債権」で税額控除（加算）の対象となるのは、課税事業者であった事業年度に発生した売掛債権のみである。
2 売上原価、販管費等で、判定が「非」及び「不」となる科目は課税仕入れに該当しない。